

	財務省令	同条第六項に規定する財務省令
	所得の金額又は欠損金額	法人税の額から控除する金額

第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第八項第二号の項中「第六十六条の四第八項第二号」を「第六十六条の四第十二項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第六十六条の四第 十三項	同時文書化対象国外関連取引	同時文書化対象内部取引
-----------------	---------------	-------------

第六十七条の十八第十三項の表第六十六条の四第八項第一号の項中「第六十六条の四第八項第一号」を「第六十六条の四第十二項第一号」に改め、同表第六十六条の四第八項の項の次に次のように加える。

第六十六条の四第 九項各号	対価の額	対価の額とした額
第六十六条の四第 十一項	同時文書化対象国外関連取引 (第七項の規定の適用がある 国外関連取引以外の国外関連	同時文書化対象内部取引(第六十七条の十八第 五項に規定する同時文書化対象内部取引

第六十六條の四第 十二項	取引	
	第六項	同条第三項
	同時文書化対象国外関連取引	同時文書化対象内部取引
	第六項	第六十七條の十八第三項
	第一項	同条第一項
	として財務省令	として同条第五項に規定する財務省令
所得の金額又は欠損金額	法人税の額から控除する金額	

第六十八條第一項中「法人税法第二条第七号に規定する」及び「の各号」を削り、「係る同法」を「係る法人税法」に改める。

第六十八條の二中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第六十八條の二の三第一項中「各号の」を削り、同項第二号中「合併親法人株式（特定軽課税外国法人に該当する外国法人）」を「合併親法人のうちいずれか一の法人（特定軽課税外国法人等に該当するものに

限る。）」に改め、「に限る。）」を削り、同条第二項中「各号の」を削り、同項第三号中「分割承継親法人株式（特定軽課税外国法人に該当する外国法人）」を「分割承継親法人のうちいずれか一の法人（特定軽課税外国法人等に該当するものに限る。）」に改め、「に限る。）」を削り、同条第三項中「各号の」を削り、「及び」の下に「第五項第一号並びに」を加え、同項第二号中「株式交換完全支配親法人株式（特定軽課税外国法人に該当する外国法人）」を「株式交換完全支配親法人のうちいずれか一の法人（特定軽課税外国法人等に該当するものに限る。）」に改め、「に限る。）」を削り、同条第五項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。以下この項において「及び」という。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 特定軽課税外国法人等 特定軽課税外国法人及び合併、分割又は株式交換（以下この号において「合併等」という。）の直前において特定軽課税外国法人（当該合併等の直前において合併法人、分割承継法人又は株式交換完全親法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式を除く。以下この項において「発行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有するものに限る。）の発行済

株式等の全部を直接又は間接に保有する外国法人（特定軽課税外国法人に該当するものを除く。）をいう。

第六十八条の三第一項中「全部を」の下に「直接又は間接に」を、「ある外国法人」の下に「のうちいづれか一の外国法人」を加え、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改め、同条第二項中「特定外国親法人（」を削り、「で特定軽課税外国法人」を「のうちいづれか一の法人（特定軽課税外国法人等）」に、「ものをいう」を「ものに限る」に、「同じ」を「特定外国親法人」という」に改め、「交付された」を削り、「（特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例）に規定する特定分割型分割」を「に規定する特定分割型分割」に改め、同条第三項中「全部を」の下に「直接又は間接に」を、「ある外国法人」の下に「のうちいづれか一の外国法人」を加え、「特定軽課税外国法人」を「特定軽課税外国法人等」に改める。

第六十八条の三の四第一項中「特定普通法人等（一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人その他の」、「（法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。）」及び「（同条第七号に規定する協同組合等をいう。）」のうち、公益法人等（同条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同

じ。)に該当することとなり得るもので政令で定める法人をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「特定普通法人等が」を「普通法人又は協同組合等が」に、「第五十五条の二、第五十五条の五、第五十六条」を「から第五十六条まで」に改め、同条第二項中「特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に、「第三項及び第七項」を「及び第四項」に改め、同条第三項中「第五十五条の五」を削り、同条第四項中「第三項及び第七項」を「及び第四項」に改め、同条第五項中「特定普通法人等」を「普通法人又は協同組合等」に改める。

第六十八条の六中「法人税法第二条第六号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改め、「同号に規定する」を削る。

第六十八条の八第一項中「法人税法第二条第九号に規定する」及び「(以下この項において「普通法人」という。)」を削り、「おいて同法」を「おいて法人税法」に、「又は第六号に掲げる法人」を「若しくは第六号に掲げる法人又は次条第八項第七号に規定する適用除外事業者」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号の第一欄中「法人税法第二条第七号に規定する」を削り、同号の第二欄中「同法」を「法人税法」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月

三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九第一項中「連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零であるときは、百分の八・五」を「割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該各号に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。」に改め、同項第一号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に改め、「（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該加算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）」を削り、同項第二号中「百分の五」を「百分の八」に、「百分の九」を「百分の九・九」に、「〇・一」を「〇・一七五」に改め、「に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該減算した割合」を削り、「百分の六とする。」を「百分の六」に改め、同項に次の一号を加える。

- 三 当該連結親法人及びその各連結子法人の比較試験研究費の額の合計額が零である場合 百分の八・五

第六十八条の九第二項を次のように改める。

2 前項の連結法人（その連結親法人が同項の規定の適用を受ける連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）終了の時に於いて法人税法第六十六条第六項第二号若しくは第三号に掲げる法人に該当するもの又は同法第二条第十二号の六の六に規定する株式移転完全親法人である場合における当該連結法人を除く。）が次に掲げる要件を満たす場合には、適用年度における前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とする。

一 適用年度に係る連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この条において同じ。）が当該連結親法人及びその各連結子法人の同法第八十一条の第九八項第三号に規定する設立の日として政令で定める日（連結子法人にあつては、当該連結子法人が連結親法人に該当するものとした場合に同号に規定する設立の日として政令で定める日となる日）のうち最も早い日から同日以後十年を経過する日までの期間内の日を含む連結親法人事業年度に該当すること。

二 適用年度終了の時に於いて国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額（同号ハ(2)に掲げるものに限る。）があること。

第六十八条の九第七項を削り、同条第六項中「第三項」を「第四項」に、「百分の五」を「百分の十」に改め、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される当該連結親法人及びその各連結子法人の特別試験研究費の額の合計額のうち他の者と共同して行う試験研究又は他の者に委託する試験研究であつて、革新的なものに係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額

第六十八条の九第六項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「が百分の五」を「が百分の八」に改め、同項第一号中「特例割合（百分の十二に、」を「、百分の十二に」に、「百分の五」を「百分の八」に改め、「をいう。」を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第四項に規定する連結法人の連結親法人事業年度が平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、試験研究費割合が百分の十を超える場合における前

二項の規定の適用については、当該連結事業年度の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次号に掲げる場合以外の場合 第四項中「の百分の十二に相当する」とあるのは「に、百分の十二と百分の十二に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じて計算した」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前連結税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」とする。

二 増減試験研究費割合が百分の八を超える場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合 同項第一号中「割合（）」とあるのは「割合と当該割合に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（）」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

ロ 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けない場合 第四項中「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前連結税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項第一号中「割合（）」とあるのは「割合と当該割合に控除割増率（試験研究費割合から百分の十を控除した割合に〇・五を乗じて計算した割合（当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十）をいう。）を乗じて計算した割合とを合計した割合（）」と、「当該加算した」とあるのは「当該合計した」とする。

第六十八条の九第三項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の連結法人の連結親法人事業年度が平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで間に開始する各連結事業年度における前二項の規定の適用については、当該連結事業年度の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 次号に掲げる場合以外の場合 第一項中「百分の十」とあるのは、「百分の十四」とする。

二 試験研究費割合が百分の十を超える場合 第一項中「(当該割合に)」とあるのは「(と当該割合に控除増率(試験研究費割合から百分の十を控除した割合に 0.5 を乗じて計算した割合(当該割合が百分の十を超えるときは、百分の十)をいう。)を乗じて計算した割合とを合計した割合(当該割合に)」と、「当該各号に定める」とあるのは「当該合計した」と、「百分の十」とあるのは「百分の十四」と、「金額を超える」とあるのは「金額に、当該調整前連結税額に試験研究費割合から百分の十を控除した割合に二を乗じて計算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り捨てた割合とし、当該計算した割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。)を乗じ

て計算した金額を加算した金額を超える」と、「当該百分の二十五に相当する」とあるのは「当該加算した」と、前項中「百分の二十五」とあるのは、「百分の四十」とあるのは「の百分の二十五」とあるのは、「の百分の四十」とする。

第六十八条の九第八項第三号中「第三項」を「第四項」に、「当該連結事業年度」を「これらの規定に規定する連結事業年度（以下この項及び第十一項において「適用年度」という。）」に改め、同項第四号中「第一項若しくは第三項に規定する連結事業年度（以下この号及び第十一項において「適用年度」という。）」を「適用年度」に改め、同項第八号中「第一項、第三項若しくは前項に規定する連結事業年度」を「適用年度」に、「当該連結事業年度」を「当該適用年度」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「又は中小企業者」を「その他の者」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を削り、同項第五号の二を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 試験研究費割合 第一項又は第四項に規定する連結親法人及びその各連結子法人の適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額の合計額の平均売上金額の合計額に対する割合をいう。

第六十八条の九第十項中「第三項、第六項」を「第四項」に改め、同条第十一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八条の十第二項中「前条第八項第五号」を「前条第八項第六号」に、「同項第五号の二」を「同項第七号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改め、同条第八項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八条の十一第一項中「第六十八条の九第八項第五号に規定する」を削り、「（連結親法人）を」（政令で定める中小企業者に該当する連結法人をいう。）であるもの（第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）又は連結親法人」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改め、「を含む。」を削り、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八条の十三第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八条の十四第三項中「第六十八条の九第八項第七号」を「第六十八条の九第八項第八号」に改

め、同条第八項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八條の十四の二第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八條の十四の三第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「百億円」を「八十億円」に、「の百分の四十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）に相当する」を「に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四十（連結親法人又はその連結子法人で、平成三十一年四月一日以後に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の規定による承認を受けたもの（次項第一号においてそれぞれ「特定連結親法人」又は「特定連結子法人」という。）がその承認地域経済牽引事業（地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして政令で定めるものに限る。同号において同じ。）の用に供したものである、百分の五十）

二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二十

第六十八条の十四の三第二項中「の百分の四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二）に相当する」を「に次の各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 機械及び装置並びに器具及び備品 百分の四（特定連結親法人又はその特定連結子法人がその承認地域経済牽引事業の用に供したものであるについては、百分の五）

二 建物及びその附属設備並びに構築物 百分の二

第六十八条の十四の三第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八条の十五第七項、第六十八条の十五の二第十項及び第六十八条の十五の三第四項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八条の十五の四第一項中「第六十八条の九第八項第五号」を「ものうち、第六十八条の十一第一項」に改め、「中小連結法人」の下に「（第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、

「経営改善指導助言書類」を「経営改善指導助言書類（認定経営革新等支援機関等がその資産の取得に

係る計画の実施その他の取組が特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の経営の改善に特に資することにつき財務省令で定めるところにより確認をした旨の記載があるものに限る。）に」に改め、同条第十一項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八条の十五の五第一項中「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の十一第一項」に改め、「中小連結法人」の下に「第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を加え、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改め、「を含む。）」を削り、「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第十三条第三項」を「第十九条第三項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第十一項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八条の十五の六第二項中「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に、「同項第五号の二」を「同項第七号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改め、同項第二号口中「第十三条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に、「第二条第十項」を「第二条第十二項」に改め、同条第七項中「第三項、第六

項」を「第四項」に改める。

第六十八條の十五の七第七項中「第三項、第六項」を「第四項」に改める。

第六十八條の十五の八第一項第二号中「第六十八條の九第三項」を「第六十八條の九第四項」に改め、同項第三号中「第六十八條の九第六項」を「第六十八條の九第七項」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号の二を同項第十七号とし、同条第六項中「第六十八條の九第八項第五号」を「第六十八條の九第八項第六号」に、「同項第五号の二」を「同項第七号」に、「第四十二條の四第八項第七号」を「第四十二條の四第八項第九号」に、「第四号、第十号又は第十七号の二」を「第九号又は第十七号」に改める。

第六十八條の十六第一項の表の第一号から第三号までを削り、同表の第四号を同表の第一号とし、同表に次の一号を加える。

二 政令で定める海上運送業を営む	イ 特定船舶（当該事業の経営の合理化及び環境への負担の低減に資するものとして政令で定める船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ。）のうち当該連結法	百分の十八（日本船舶（船舶法第一条に規定する日本船舶をいう。ロにおいて同
------------------	--	--------------------------------------

連結法人

<p>ハ 特定船舶のうち、外航船舶以外の船舶</p>	<p>□ 特定船舶のうち、特定先進船舶に該当する外航船舶以外の外航船舶</p>	<p>人の海上運送法第三十九条の十四に規定する認定先進船舶導入等計画（先進船舶（同法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶をいう。イにおいて同じ。）の導入に関するものに限る。）に記載された先進船舶（環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定める船舶に限る。ロにおいて「特定先進船舶」という。）に該当する外航船舶（本邦と外国との間又は外国と外国との間を往来する船舶をいう。ロ及びハにおいて同じ。）</p>	<p>じ。）に該当するものについては、百分の二十）</p> <p>百分の十五（日本船舶に該当するものについては、百分の十七）</p> <p>百分の十六（環境への負荷</p>
----------------------------	---	---	--

の低減に著しく資するもの
として政令で定めるものに
ついては、百分の十八)

第六十八条の十八第二項中「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の十一第一項」に、「同項第五号の二」を「第六十八条の九第八項第七号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。

第六十八条の十九第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。
第六十八条の二十から第六十八条の二十三までを次のように改める。

(特定事業継続力強化設備等の特別償却)

第六十八条の二十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第六十八条の十一第一項に規定する中小連結法人(第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。)又はこれに準ずるものとして政令で定める連結法人であるものうち中小企業等経営強化法第五十条第一項又は第五十二条第一項の認定(以下この項において「認定」という。)を

受けた同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するもの（以下この項においてそれぞれ「特定中小連結親法人」又は「特定中小連結子法人」という。）が、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に、その認定に係る中小企業等経営強化法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画若しくは同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画（同法第五十一条第一項の規定による変更の認定又は同法第五十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認定事業継続力強化計画等」という。）に係る事業継続力強化設備等（同法第五十条第二項第二号ロに規定する事業継続力強化設備等をいう。）として当該認定事業継続力強化計画等に記載された機械及び装置、器具及び備品並びに建物附属設備（政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定事業継続力強化設備等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定事業継続力強化設備等を製作し、若しくは建設して、これを当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定事業継続力強化設備等をその用に供した場合を除く。）には、